

事例研究～中国ビジネス法務

(第75回)
外商投資企業に対する「届出制」実施
日系企業への影響は?

北京市大地法律事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



今月9月3日、全人代常務委員会が「三資企業法」の改正を行い、外資系企業の設立および変更に当たって30年以上施行されてきた「審査認可制」が正式に廃止され、代わって「届出制」が採用されることとなりました。商務部はこれを受けて『外資系企業の設立および変更についての届出管理に関する暫定施行弁法』(以下『暫定施行弁法』)のパブリックコメント募集稿を公布しました。新制度が10月1日から正式に実施されるのに合わせて、正式な『暫定施行弁法』もまもなく公布される可能性が高いとみられます。このことは、2015年1月に公布された『外国投資法(草案パブリックコメント募集稿)』に進展がない中で、外商投資企業にもたらされた最大の変革の一つであると言えるでしょう。以前より自由貿易区では行政実務の経験が蓄積してきたとはいえ、一般に中国で行政制度が改正される際には、さまざまな問題が発生しがちです。そこで、新制度の実施に先立ち、今回はその内容、影響および留意点について簡単に解説いたします。

◇「審査認可制」が日系企業の経営活動に影響を及ぼしたケース

日本本社A社が中国に設立した、貿易業に従事する独資法人B社では、経営範囲に貿易で扱う8種類の商品を明記していた。しかし、2015年10月に突如、最大の取引相手であるC社(日本)からB社に対し、既存の8種類のほか、さらに2種類の商品を供給してほしいとの要請があった。また、C社は他の輸出入業者を信用せず、必ずB社が対応することを強く求めたため、B社では緊急に経営範囲の商品項目を追加する対応を余儀なくされた。

「審査認可制」のもとでは、B社は「商務機関での審査認可」→「工商機関での営業許可証の変更」というプロセスを踏んで初めて、合法的に新製品を扱うことができます。しかし、「商務機関での審査認可」には通常かなりの時間がかかるため、C社からの突然の要請に迅速な対応をとることは到底無理なことと思われました。

最終的に、B社は弁護士のサポートのもと、所管の商務機関とのタフな交渉を重ねた末、特別な対応への協力を取付けるに至り、経営範囲に商品項目を追加してC社の要求になんとか応えることができました。

◇「届出制」実施は日系企業の負担軽減にはなるが…

来月10月1日から、ネガティブリストの範囲にない外資系企業の設立および変更は「審査認可制」から「届出制」に変更されます。商務部の計画によると、「届出制」施行後は、工商登記の変更に伴う営業許可証の交付には、従前のように商務機関での事前手続きが前提とされません。このため、上記のケースのように経営範囲への追加を行う際には、ネガティブリストに抵触しない限り、「届出制」のもとで迅速に新しい営業許可証を取得することが可能となります。

一方、2013年から自由貿易区で行われているこの制度が、全国各地の地方政府でも実施されるに当たって、地域による運用の違いが出る懸念もあります。後続する『暫定施行弁法』が改正法の具体的な取り扱いを規定することによって、全国での一律運用の一助となるのかもしれないため、その早期公布が待たれます。

◇どこまで日系企業の負担が軽減されるか

そして、例えば、企業が持分譲渡や清算などを行うにあたり、商務機関の手続きに「届出制」が一部適用されるとは言え、その他の国税・地税当局などとの折衝や、労働者の処理問題などといった労務諸問題を、民主的なプロセスを通して労働者のコンセンサスを得るなどして解決しなければならないことなどは、依然として日系企業を悩ませる大きな問題であります。関係当局への対応においても、企業の負担の軽減がどの程度なされるのかは現時点においていまだはつきりしてはいないということに、実際の制度運用の際には留意すべきであるといえます。

中国長飛、西ジャワの光ファイバー工場が稼働=東南アジア地域で初—インドネシア

【ジャカルタ時事】中国最大の光ファイバーメーカー、長飛光纖光纜は8日、インドネシアのモナス・プルマタ・プルサダ(MPP)との合弁会社ヤンツェ・オプティカル・フィブレ・インドネシア(YOFI)を通じ、西ジャワ州カラワン県のスルヤチプラ工業団地内で、光ファイバーの製造工場を稼働させた。投資額は3000万ドル。東南アジア地域で初の光ファイバー工場となる。地元紙テンボ(電子版)が9日報じた。

MPP のサントソ社長によると、現在の年産能力は300万キロメートル。年産能力は毎年引き上げていく計画で、2017年は600万キロメートルが目標。年産能力が1200万キロメートルに達した時点で、東南アジア諸国連合(ASEAN)域内への輸出も開始する。合弁の出資比率は長飛が70%、MPP が30%。

「経済犯罪へのリスク対策」をテーマにビジネスセミナー開催=PwC中国

プライスウォーターハウス・クーパース(PwC)の中国事務所日本企業部は、進化する経済犯罪とデータ分析を用いたリスク対策」と題し、ビジネスセミナーを上海で開催する。政府主導で贈収賄行為への取り締まりが強化される一方、経済犯罪や不正に巻き込まれる日本企業が依然として後を絶たないため、PwC の実態調査による経済犯罪や不正のトレンド解説を基に、データ分析を活用したリスク管理手法を紹介する。また、「コスト削減のための管理会計手法」のテーマも用意するなど、ともにマネジメント層に最適な内容となっている。同社日本企業部のベテラン講師陣が日本語で解説する。

参加費は無料。申し込みは、同社ホームページ(http://www.pwccn.com/home/eng/event_jbd_sh_sep2016_reg.html)へ。9月20日締め切り。問い合わせは、同事務所日本企業部 kwiyoung.choi@cn.pwc.com 担当 崔貴英)まで。

重慶企業、仏ブランドGERBE買収

温泉付きの観光ホテルなどを経営する、重慶天賜温泉(集團)=本社・重慶市=は7日、フランスの高級ストッキング・ブランド「GERBE」(ジエルブ)の競売に参加し、1600万ユーロ(約18億4000万元)で落札したことを明らかにした。GERBEは、北京、重慶、台湾、日本など7店を展開している。重慶日報が伝えた。

GERBEは1904年に誕生し、仏政府の文化遺産のリストに搭載されている著名な服飾ブランド。Wolford 、Fogal と並び、ストッキングの3大ブランドの1つとされる。

重慶天賜温泉の楊長林董事長によると、GERBEは文化的な深みを持ち、極めて高い工芸のレベルと堅実な市場を持っている。ただ、仏経済全体の影響などを受け、経営状態が悪化し、競売を余儀なくされた。楊董事長は「100年の歴史を持つ企業を買収するチャンスをつかんだ」と述べた。(時事)

成都飛機、ボーイング最新鋭機用方向舵初出荷=四川省

中国のニュースサイト 中国新聞網が伝えたところによると、中国航空機製造大手・成都飛機工業集団(CAC 、四川省成都市)は9日、米ボーイングの787-10型機と737マックス型機向けの方向舵(ラダー)をそれぞれ初出荷した。

方向舵は垂直尾翼の旋回装置で、機体の左右姿勢を制御する。成都飛機は、787-8型機と787-9型機用方向舵の製造も担当している。今回出荷した787-10型機用は大量の複合材料を採用したことでの重さをわずか200キロに抑えた。(上海時事)

